

No.	質問内容	回答
1	参加申込時に提出する 参加申込書／会社概要書／業務実績報告書／業務実施体制表について、提出部数をご教示ください。 また、複数部必要な場合、正本、副本で作成方法の取り決めはございますでしょうか。（副本の社名等はマスキングするなど）	参加申込時に提出していただく書類は、1部で構いません。
2	参加申込書／企画提案届出書／見積書には社印の押印は必要でしょうか。	押印は不要です
3	企画提案書届出書／企画提案書／業務工程表／見積書について、提出部数をご教示ください。 また、電子データの提出は必要でしょうか。 必要の場合、CD-R等の媒体での提出でよろしいでしょうか。	企画提案書届出書等の提出部数は、1部で構いません。電子データが必要な場合には、こちらからその旨お伝えさせていただきます。
4	建物の荷重計算について 委託仕様書『4.業務内容(5)イ※ 構造計算書がない場合・・・検討すること。』については、基本的には貴市から構造計算書の情報を提供頂けるものと認識しておりますが、全24施設の殆どで構造計算書は存在すると考えてよろしいでしょうか。（構造計算書がない施設数によって積算が大きく左右するため）	質問回答時点では、構造計算書の存否が明らかになっていない施設があります。
5	対象設備について 委託仕様書の表題として、「太陽光設備等導入調査」とありますが、対象は、太陽光設備のみとなるのでしょうか。 例えば、太陽光発電設備にて発電した再エネを有効活用する設備として、蓄電池が考えられますが、対象となりますでしょうか。	「太陽光発電設備等」とあるように対象は、太陽光発電設備に限りません。
6	仕様書 4. 業務内容「(3) 現地調査の施設抽出」について 「代表的な公共施設を少なくとも20施設以上抽出し、現地調査・導入計画の対象施設とする」とのことですが、老朽度が高い施設であっても、当該20施設に含めることになりますか。	優先順位は低くなりますが、含まれる可能性はあります。
7	仕様書 4. 業務内容「(5) 導入計画及び調査報告書の作成」について、浄水場等においては、フロート式、架台式等の検討を行う必要があるかと思われます。「導入計画及び調査報告書の作成」においては、これらの検討も含みますか。	フロート式は含まれない想定ですが、架台式等については含まれる可能性はあります。
8	仕様書 4. 業務内容「(5) 導入計画及び調査報告書の作成」について、 「構造計算書がない場合は、一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から、躯体への影響等を考慮した工法や設置容量を検討すること」とのことですが、公共施設太陽光発電導入調査対象リストの内、構造計算書がない施設は判明されていますか。	質問回答時点では、構造計算書の存否が明らかになっていない施設があります。
9	「伊勢崎市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援業務委託 プロポーザル実施 要領」p.2「4. 参加資格要件」における他社と共同体を組んで共同提案を行う場合、様式1～4は市が委託契約を行う代表者のみの提出でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	本業務の実施要領の「8. 受託候補者の選定等」、「(2)選定方法」、「④第二次審査（プレゼンテーション等）の実施」、「a」において「プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない（スクリーン スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。」とありますが、プレゼンテーション時は提出した企画提案書のみが投影可能で、企画提案書を再編したプレゼンテーション資料（例えばMicrosoft社の「PowerPoint」による資料）は投影不可ということでしょうか。	提出した企画提案書等の投影が可能であり、スクリーンに投影する際のデータの形式などは問いません。
11	仕様書 P 2（2）対象施設の情報収集・整理業務において、施設情報等の資料については、ご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	製本物について、ご指定の製本方法はございますでしょうか。	特にありません。

No.	質問内容	回答
13	実施要領 P 3～4 参加申込書、P 5 企画提案書について、提出部数をご教示ください。 また、各様式に枚数制限はありますでしょうか。	部数は 1 部で構いません。また、枚数制限はございませんが、プレゼンテーションの制限時間内にすべての資料の説明ができる程度の分量となるよう工夫をお願いします。
14	企画提案書について、ページ数やフォントの種類・サイズの指定はあるでしょうか。	ページ数は上記のとおりです。また、フォントの種類について指定はありませんが、文字ポイントは 11 ポイント以上となるようにしてください。
15	調査対象施設に特別高圧受電に該当する者はあるでしょうか。	ありません。
16	業務の一部を他社へ委託することは可能でしょうか。	業務の一部委託については、あらかじめ委託者（市）と協議のうえ、承諾を得た上であれば、禁じられるものではありません。